

厚生委員会報告資料【追加】

令和3年7月1日

報告事項件名	頁
(1) 【追加】足立区障がい者福祉手当の誤支給について・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(福 祉 部)

厚生委員会報告資料

令和3年7月1日

件名	【追加】足立区障がい者福祉手当の誤支給について																		
所管部課名	福祉部障がい福祉課、障がい援護担当、衛生部中央本町地域・保健総合支援課																		
内容	<p>障がい福祉課、障がい援護担当及び中央本町地域・保健総合支援課が一定程度以上の障がいのある者に対し支給している足立区障がい者福祉手当（以下「区手当」という。詳細は、別紙2参照）について、支給対象外の障がい者に対し誤って支給していた事案が発見されたことから、その内容について報告する。</p> <p>1 事案の概要</p> <p>区手当は、「足立区障がい者福祉手当条例」に基づき区内在住の方に支給しており、区外グループホーム（GH）に居住している方は支給対象外であるが、令和3年5月14日、障がい福祉課西部援護係において援護係職員が障害支援区分の更新のために障がい者の本人情報を確認していたところ、平成27年7月に区外GHへ転出後も継続して区手当が支給されていることを発見した。</p> <p>そこで、障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課において全ての区外GH居住者等について調査したところ、同様の事案が計15件あることが判明した。</p> <p>2 経過</p> <table border="1" data-bbox="347 1153 1481 1646"> <tr> <td>平成10年11月</td> <td>「足立区心身障害者手当条例」（現「足立区障がい者福祉手当条例」）により今回の対象者の一人に区手当支給開始</td> </tr> <tr> <td>平成10年11月～令和3年3月</td> <td>この間、合計15人に対し、誤って手当を支給</td> </tr> <tr> <td>令和3年5月14日</td> <td>障がい福祉課西部援護係職員が、誤支給事例を発見</td> </tr> <tr> <td>令和3年5月18日</td> <td>区外GH利用者について福祉部、衛生部が全件確認し、誤支給の対象者が15人いたことが判明</td> </tr> <tr> <td>令和3年5月27日～6月23日</td> <td>対象者へ連絡し、謝罪と説明を実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年6月25日</td> <td>プレスリリース</td> </tr> </table> <p>3 誤支給の内容</p> <table border="1" data-bbox="347 1742 1141 1948"> <tr> <td>誤支給対象者</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>誤支給期間</td> <td>1カ月～22年5カ月</td> </tr> <tr> <td>誤支給金額</td> <td>合計 14,852,500円 (4,000円～4,154,000円)</td> </tr> </table> <p>※ 詳細は別紙1参照</p>	平成10年11月	「足立区心身障害者手当条例」（現「足立区障がい者福祉手当条例」）により今回の対象者の一人に区手当支給開始	平成10年11月～令和3年3月	この間、合計15人に対し、誤って手当を支給	令和3年5月14日	障がい福祉課西部援護係職員が、誤支給事例を発見	令和3年5月18日	区外GH利用者について福祉部、衛生部が全件確認し、誤支給の対象者が15人いたことが判明	令和3年5月27日～6月23日	対象者へ連絡し、謝罪と説明を実施	令和3年6月25日	プレスリリース	誤支給対象者	15名	誤支給期間	1カ月～22年5カ月	誤支給金額	合計 14,852,500円 (4,000円～4,154,000円)
平成10年11月	「足立区心身障害者手当条例」（現「足立区障がい者福祉手当条例」）により今回の対象者の一人に区手当支給開始																		
平成10年11月～令和3年3月	この間、合計15人に対し、誤って手当を支給																		
令和3年5月14日	障がい福祉課西部援護係職員が、誤支給事例を発見																		
令和3年5月18日	区外GH利用者について福祉部、衛生部が全件確認し、誤支給の対象者が15人いたことが判明																		
令和3年5月27日～6月23日	対象者へ連絡し、謝罪と説明を実施																		
令和3年6月25日	プレスリリース																		
誤支給対象者	15名																		
誤支給期間	1カ月～22年5カ月																		
誤支給金額	合計 14,852,500円 (4,000円～4,154,000円)																		

	<p>4 対象者への対応、今後の方針</p> <p>(1) 対象者については、家族や入居GHに丁寧に謝罪、説明を行った。</p> <p>(2) 誤支給した区手当については、時効を迎えていない期間（過去5年間、最大930,000円）について、丁寧に説明の上、個別の事情に応じて極力負担が少ない形で返還を求めていく。</p> <p>(3) 人事課へ事故報告書を提出し関係者の責任を明確にし、厳正に対処する。</p> <p>5 原因</p> <p>(1) 福祉部</p> <p>ア 区外GHに入居した場合、本来区手当対象外であったが、住民票を区内に置いたままであれば区手当を支給できると誤解していた職員が複数いた。</p> <p>イ 平成28年度に障がい福祉課障がい給付係が法務担当に区条例の住所についての解釈を確認していたにも関わらず、その内容が関係する職員で共有されておらず、誤支給を継続してしまった。</p> <p>(2) 衛生部</p> <p>ア 手当を支給している精神障がい者について、手帳の有効期間（2年間）のうち区内に住所を置いたまま、区外のGHに入居した方については精神保健係の担当がチェックできていなかった。</p> <p>イ 共同生活援助の支給決定データと障がい者福祉手当の認定データがリンクしていないため、オンタイムでの把握が難しく、区外GH利用開始時に手当を止められなかった。</p> <p>6 再発防止策</p> <p>(1) 手当の支給要件に関する判断基準を明確にし、GHに入居の際には、障がい者が受給している手当等を一覧で確認するチェックシートを作成、使用し、手当等の受給状況を確認する。</p> <p>(2) 手当の支給時期に合わせ、精神障がい者の区外GHの入居情報と手当受給情報の突合を行う。</p> <p>(3) 手当支給の手順についてミス防止の観点から検討し、マニュアル等を作成して事務分担や運用方法を明確にした上で、確実に引き継いでいく。</p> <p>(4) 日ごろから障がい給付係と各援護係、精神保健係の情報共有を徹底するとともに、定期的に打合せを行う等連携を密にする。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者から障がい者福祉手当喪失届の提出を受けるとともに、障がい者福祉手当受給資格喪失通知書及び返還通知書を対象者に送付し丁寧に返還を求めていく。 ・ ガバナンス担当に相談しながら再発防止策を確実に実施し、二度と同様の誤りを起こさないよう適正な事務処理を行っていく。

誤支給額年度別一覧

年度	対象者数（人）	誤支給額（円）	返還対象額（円）
平成10年度	1	62,000	0
平成11年度	1	186,000	0
平成12年度	2	248,000	0
平成13年度	2	372,000	0
平成14年度	2	372,000	0
平成15年度	2	372,000	0
平成16年度	2	372,000	0
平成17年度	2	372,000	0
平成18年度	2	372,000	0
平成19年度	2	372,000	0
平成20年度	2	372,000	0
平成21年度	3	527,000	0
平成22年度	3	558,000	0
平成23年度	3	558,000	0
平成24年度	4	713,000	0
平成25年度	4	744,000	0
平成26年度	5	837,000	0
平成27年度	6	1,054,000	0
平成28年度	7	1,148,000	1,148,000
平成29年度	7	1,144,000	1,144,000
平成30年度	6	1,116,000	1,116,000
平成31年度/令和元年度	12	1,251,000	1,251,000
令和2年度	14	1,730,500	1,730,500
合計		14,852,500	6,389,500

※ 返還請求権の時効は5年

(参考) 区手当について

1 概要

対象者	区内に生活の本拠となる住居を有する20歳以上65歳未満で以下に該当する方 ① 身体障害者手帳1～3級 ② 愛の手帳1～4度 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級 ④ 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症
金額	月額 15,500円 (身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症) 月額 4,000円 (身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、 精神障害者保健福祉手帳1級)
受給制限等	① 難病患者福祉手当受給 ② 児童育成手当(障害手当)受給 ③ 施設入所 ④ 本人所得が限度額を超えると支給停止

2 事務処理について

	障がい福祉課	中央本町地域・保健総合支援課
申請受付	各援護係、障がい給付係	精神保健係
書類チェック	各援護係、障がい給付係	精神保健係
支給(喪失)決定	障がい給付係	精神保健係
支出処理	障がい給付係	精神保健係

※ 複雑な案件や支給要件の確認はその都度、条例を所管する障がい福祉課障がい給付係へ確認。